

デイサービスセンター一宮苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人児童愛護会が経営するデイサービスセンター一宮苑(以下「事業所」という)が行う指定通所介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、以って本事業が要介護状態にある高齢者(以下、「要介護者」という)に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 デイサービスセンター一宮苑
- 2 所在地 千葉県長生郡一宮町一宮 389

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族と相談のうえ通所介護計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- 3 看護職員 営業日ごとに1名以上
看護員は、利用者の健康管理を行う。
- 4 介護員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で4名以上
介護員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- 5 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 利用者定員 1日あたり介護予防通所介護事業を含め30名とする。
- 4 サービスの提供時間 午前8時55分から午後4時20分までとする。(送迎時間を除く)

(通所介護の内容)

第6条 指定通所介護の内容は、次の通りとする。

- 1 生活相談
- 2 機能訓練
- 3 介護サービス
- 4 介護方法の指導
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎サービス
- 7 入浴サービス
- 8 食事サービス

(通所介護の利用料等)

第7条 指定通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間には差額が生じないようにする。

3 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

- 1 食費については、一食当たり690円を徴収する。
- 2 オムツ代については、一回当たり130円を徴収する。
- 3 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前項2の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(料金の変更)

第8条 前条第3項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

2 前条第3項及び4項に定めるサービス利用料金(食事代の標準自己負担額を除く)については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。

3 入所者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

(事業の実施地域)

第9条 本事業の実施地域は茂原市及び長生郡内の各市町村を基本とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては賠償を減じることができるものとする。

4 この規程に定めるものの他、サービスの利用に関する必要事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(人員の兼務・設備の共用)

第14条 当事業所の人員は介護予防通所介護事業との兼務とし、設備に関しても共用とする。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他の事項)

第19条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程を改正、廃止するときは事業所の承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成15年3月22日一部改正、平成14年4月1日より適用する。

3 平成17年9月15日一部改正、平成17年10月1日より適用する。

4 平成18年3月16日一部改正、平成18年4月1日より適用する。

5 平成19年12月22日一部改正、同日より適用する。

6 平成23年3月18日一部改正、平成23年4月1日より適用する。

7 平成23年5月21日一部改正、平成23年4月1日より適用する。

8 平成23年10月12日一部改正、同日より適用する。

- 9 平成24年3月16日一部改正、平成24年4月1日より適用する。
- 10 平成27年8月1日一部改正、同日より適用する。
- 11 平成30年4月1日一部改正、同日より適用する。
- 12 令和元年10月1日一部改正、同日より適用する。
- 13 令和3年4月1日一部改正、同日より適用する。
- 14 令和6年4月1日一部改正、同日より適用する。